

第2号様式

平成25年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成25年6月19日(水) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 秋山 哲一 (大学教授)	
審議対象期間	平成24年12月1日から平成25年3月31日まで	
抽出案件	総件数 8件	(備考)
工 一 般 競 争	1件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	1件	
簡易公募型プロポーザル方式	1件	
業 一 般 競 争	1件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	1件	
随 意 契 約	1件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について</p> <p>非常用自家発電装置の新設工事については、屋外建物の新設と併せて新設したのか。それとも、非常用自家発電装置を単体で整備したのか。</p> <p>低入札調査に該当し、本省に報告があったものが31件とのことであるが、この結果を以後の予定価格の積算に反映させることはあるのか。</p> <p>2 業務の発注状況について</p> <p>現地発注の随意契約について、契約理由を本省で把握することはないのか。</p> <p>標準指名競争入札において、案件により指名者数が異なっているのは、どのような理由か。</p> <p>3 指名停止等の運用状況について</p> <p>指名停止等の理由の中で、「逮捕された」ことが指名停止の理由となっているものがあるが、推定無罪の考え方からすると、逮捕のみで指名停止とすることには、疑義がある。</p> <p>中央公契連モデルといえども、結</p>	<p>非常用自家発電装置を単体で新設したものです。</p> <p>今後についても、市場価格に基づいた積算を行っていくことから、低入札調査に該当した事実を以後の予定価格の積算に反映させることはありません。</p> <p>契約方式の選択は、各契約担当官の判断によるものであり、本省で事前に把握することはありません。現地において、競争参加資格等審査委員会を開催し、第三者のチェック機能が働いていることから、恣意的になることはありません。</p> <p>規定に沿えば10者のところ、20者を指名している入札については、直前に簡易公募を行ったものの、参加希望者がなく中止となったことから、標準指名において相当数の辞退者が予想されたため、20者を指名しました。</p> <p>中央公契連モデルに倣った内容です。</p> <p>指名停止の通知には、指名停止の措置に不服がある場合は苦情申立てがで</p>

果として無罪となった場合、逮捕時点で指名停止としているため、回復し難い不利益が生じるのではないのか。

きる旨の案内をしていますので、逮捕時点での指名停止を不服とする者は、この制度を利用することができます。

なお、これまでに苦情の申立てはありませんでした。

苦情がないということは、逮捕時点での指名停止もやむを得ないものとして受け入れられているものと考えています。

4 工事抽出案件について

(1) 黒羽刑務所職業訓練棟等新営（建築）工事[一般競争入札]

競争参加資格要件として、監理技術者の講習修了は必須の要件か。

建設業法上、国等公共性がある一定規模以上の建設工事においては、必須の要件となっています。

いつの時点で修了していればよいのか。

競争参加資格申請時点としています。

(2) 沖縄刑務所管理サービス棟ボイラー煙突（外壁）修繕工事[標準指名競争入札]

不落随契に移行しているが、このような場合、どのような手順をもって移行しているのか。

入札の結果、落札に至らなかった場合、入札を終了します。その後、予定価格と最低入札金額との差が少額と認められる者がいる場合、見積りによる随意契約に移行する旨宣言し、最低入札金額の者から順次見積りに応じるか希望を聞き移行しています。

指名競争入札となった理由は何か。

一般競争入札において不調に終わったが、同管理サービス棟外壁の劣化が顕著であり、再度公告の上、一般競争入札を実施する期間が確保できないと判断し、指名競争入札を行ったものです。

(3) 東北少年院寮舎等屋上防水等修繕及び宿舎外壁補修工事（第1回変更分）[随意契約]

変更契約の要因となった数量増は、ひび割れ補修が原因か。

何回目の屋上防水補修工事か。

新築時の瑕疵を問うことはできないものか。

住宅瑕疵担保（10年）は問えないのか。

10年目の点検を励行してはどうか。

5 業務抽出案件について

(1) 新潟刑務所処遇管理棟等実施設計業務[簡易公募型プロポーザル]

見積合せを行う際には、入札金額の内訳を求めているのか。

契約書によって、契約保証金の取扱いは違うのか。

(2) 平成24年度東京拘置所旧庁舎構造体調査業務 [一般競争入札]

施工業者による打診調査の結果、当初判明していなかった外壁ひび割れの補修と屋上防水が原因です。

1回目です。

新築から相当の年数が経過している建物であり、自然劣化によるものであることから、施工業者による対応は困難であります。

屋上防水工事等の瑕疵補修等は、10年間が設定されていますが、当該建物は、いずれも10年以上を経過しており、対象外となっています。

参考にさせていただきます。

一定規模の工事では、内訳書の提出を求めています。業務については、求めています。

契約書では、現金による納付、銀行等の金融機関による保証、公共工事履行保証証券による保証及び履行保証保険契約の締結を認めており、受注者がどの方法によるか選択して決めることになっています。

現金による納付以外を選択した場合、現金による納付が免除されます。

<p>質問なし</p>	
<p>(3) 川越少年刑務所職員宿舎新営工事監理業務[簡易公募型競争入札] 低入札調査において使用する様式が建設工事のものだけなのか。</p>	<p>業務における様式はあります。本件は、使用する様式の誤りではありますが、必要な項目は満たしているため、特段の問題はないと考えています。現地契約であるため、今後も指導していきます。</p>
<p>(4) 高松刑務所収容棟等新営工事監理業務[標準指名競争入札] 標準指名入札として20者を選定した理由は何か。</p>	<p>直前の簡易公募で参加希望者がなく中止になった経緯があり、さらに、工事の着工予定が迫っている状況もあったことから、これらを勘案の上、多数の入札参加者を確保する必要があったためです。</p>
<p>(5) 平成24年度大阪拘置所実施設計業務[随意契約] 本件変更契約によって、工事や監理業務の契約にも影響がでるのか。</p>	<p>御指摘のとおり、本件については、工事及び監理業務にも変更契約等の影響があります。</p>